

山梨県公報

第二千八百四十九号

平成三十年

十二月二十日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の解除の予定……………五九九
- 道路の区域変更……………五九九
- 道路の供用開始……………五九九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五九九

公告

- 換地計画の決定……………六〇〇
- 開発行為に関する工事の完了について(三件)……………六〇〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六〇〇

告示

山梨県告示第三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市芦安芦倉字野呂川入一六八五(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 三 解除の理由 国立公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所において、この告示の日から平成三十一年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------------|-----------|------|-----------------|--------------|
| 中央市大田和字下河原一 | 二八六番一地先から | 旧 | 八・〇 | 二七四一・六 |
| 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女一七 | 七六番一三地先まで | 旧 | 六一・五 | |
| 中央市大田和字下河原一 | 二八六番一地先から | 新 | 五・六 | 四六〇一・八 |
| 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女一七 | 七六番一八地先まで | 新 | 三四・五 | |
| 中央市大田和字下河原一 | 二八六番一地先から | 新 | 八・〇 | 二七四一・六 |
| 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女一七 | 七六番一三地先まで | 新 | 六一・五 | |

山梨県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|-------|--|--|--------------|-----------------|
| 県道 | 塩平窪平線 | 山梨市牧丘町西保下字法諭庵 一三六五番一地先から 山梨市牧丘町西保下字法諭庵 一四七二番一地先まで | 山梨市牧丘町西保下字法諭庵 一三六五番一地先から 山梨市牧丘町西保下字法諭庵 一四七二番一地先まで | 二〇八・〇 | 平成三十年 十二月二十日 |

山梨県告示第三百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年十二月十二日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町小石和字神明百四十一番十一
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇二メートル
- 四 指定道路の延長 四十二・三〇メートル

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業日之城地区（第三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月二十八日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十一年二月十二日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年六月二十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字見通道下千三十一番二、千三十一番三及び千三十二番一並びに字出口道下千七十四番一、千七十四番七、千七十五番五及び千七十六番一から千七十六番六まで並びに道の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営統括本部長 権田与志広

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字大木二百六十四番六、二百六十四番十八、二百六十四番二十一から二百六十四番二十三まで、二百六十七番四、二百六十九番、二百七十番一、二百七十一番、二百七十二番四、二百七十五番、二百七十六番、二百七十七番二、二百九十二番一、二百九十三番七、二百九十四番一、二百九十四番三、二百九十五番四及び二百九十六番一から二百九十六番五までの区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区元赤坂二丁目二番三十二号 オーシャン・インベストメント株式会社 代表取締役 西田憲正

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新屋字東カジャ作千七百十六番一、千七百二十七番、千七百二十八番一、千七百二十八番五及び千七百二十八番六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市新屋千七百三十一番地 アサヒ飲料株式会社 富士吉田工場長 森本康治

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市大明見一丁目二千百十八番の

一の 一部、二千百十八番三の一部、二千百十八番四の一部、二千百十九番一の一部、二千百十九番二の一部、二千百二十五番一、二千百二十五番二、二千百二十六番一及び二千百二十六番三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 道路 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市大明見一丁目十九番十号 富士実装株式会社 代表取締役 福井四朗

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番